

第39号議案

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項の表飯南寮の項中「3,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に飯南寮に入舎している者に係る施行日から平成25年3月31日までの間の飯南寮に係る寄宿舍使用料については、なお従前の例による。